

世帯更生資金貸付限度額等一覧

資金の種類		貸付限度	据置期間	償還期間	備考
更生資金	生業費	890,000円以内	1年以内	7年以内	特に必要と認められる場合 貸付限度：1,780,000円以内
	支度費	75,000円	6月	6年	就職するための準備金
	技能習得費	月17,000円			特に必要と認められる場合 貸付限度：140,000円以内(一括貸付) 貸付期間：6月(法令等において期間に定めのある場合その期間、最高3年)
身体障害者更生資金	生業費	890,000円	1年	9年	特に必要と認められる場合 貸付限度：3,000,000円 据置期間：1年6月
	支度費	75,000円	6月	8年	更生資金の技能習得費に同じ
	技能習得費	月17,000円	1年		
生活資金		月52,000円	6月	5年	特に必要と認められる場合 貸付限度：月80,000円以内
福祉資金		170,000円	6月	3年	貸付限度の区分 転宅費：120,000円以内
住宅資金		1,000,000円	6月	6年	特に必要と認められる場合 貸付限度：1,500,000円以内 償還期間：7年以内
修学資金	修学費	高校 月21,000円 高専 月26,000円 短大 月30,000円 大学 月31,000円	6月	20年	貸付限度の区分 高校 { 自宅通学 35,000円以内 高専 { 自宅外通学 47,000円以内 短大 { 自宅通学 47,000円以内 大学 { 自宅外通学 75,000円以内 私立の高校又は、高等専門学校入学時に要する経費で特に必要と認められる場合には、別に120,000円を限度として貸付ける。
	就学支度費	75,000円			
療養資金		200,000円	6月	5年	特に必要と認められる場合 貸付限度：360,000円以内 貸付期間：1年(特に必要と認められる場合1年6か月)
災害援護資金		600,000円	1年	7年	

ご利用ください

低利の世帯更生資金

世帯更生資金は、低所得世帯や身体障害者世帯の自立更生を目的に行われる貸付け制度です。貸付の対象は、収入が比較的

少なく、他から資金を融通することが困難な世帯です。資金の種類は8種類で、身体障害者手帳を所持している方の

この資金は、65歳以上の老人または重度障害者の専用居室を

高齢者および重度障害者居室増改築資金

世帯については、身体障害者更生資金、生活資金、福祉資金及び住宅資金が対象となります。

増改築する場合に必要な資金を低利で貸付ける県の制度資金です。

- 貸付対象者 高齢者または重度障害者と6ヵ月以上引き続き生活し、さらに扶養している方が居住する住宅で、高齢者等の専用居室等を増改築する方
- 貸付基準 住宅の増改築(新

築及び全面改築を除く)

- 貸付金 百万円以内
- 貸付利率 年3%

※詳しくは、福祉保健課福祉係(内線29)にお尋ねください。



⑩ 貸付利率は、据置期間経過後、年3%。ただし修学資金は無利子